

子どもたちの生きる力を育み
可能性を伸ばすために

砂川市立小中学校適正配置基本方針

(案)

令和元年 月

砂川市教育委員会

はじめに

日本の出生数は昭和 48 年を境に減少傾向にあり、近年では急速な少子化の進行から全国的に学校規模の縮小が進んでいます。このような状況から、特に小規模化が進む学校においては、児童生徒が集団で多様な考えに触れ、切磋琢磨することで思考力、判断力、問題解決能力等を養い社会性や規範意識を身に付けられる環境や機会の維持・向上への影響が懸念されています。

砂川市においても、児童生徒数が年々減少する中、学校規模も大きく変化しており、学校運営における平等性の確保、さらには高度情報化、グローバル化といった社会情勢の変化に適応した効果的な教育活動の維持など、将来を見据えた持続性のある良好な環境を整えていくために、発展的に考える必要があります。

このことから、砂川市教育委員会では、平成 30 年度から市立小中学校の適正規模・適正配置の検討を開始し、今後の小中学校のあり方や運営等に関わる方向性について、附属機関をはじめ、市内の関係する各種団体・組織の皆様よりご意見を伺いながら、協議を進めてまいりました。

子どもたちが予測困難な社会の変化に主体的に関わり、自分のよさや可能性を認識するとともに他者を尊重し、多様な人々と協働しながら様々な局面を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、子どもたちに「生きる力」が健全に育まれる環境を整えていくことは、社会にとって重要な責務です。

砂川市教育委員会では、今後、直面する課題を鑑みて、お寄せいただいたご意見を尊重しながら、砂川の子どもたちの健やかな成長と望ましい教育環境の実現を目指して、ここに基本方針を定めることといたします。

令和元年 月 日

砂川市教育委員会

1. 趣 旨

この基本方針は、子どもたちの持続的で健全な育成を図るため、充実した教育環境の整備・提供について基本的な必要事項を定め、今後の砂川市における小中学校の適正化を目指すものです。

なお、本方針は現行法及び教育制度を前提としており、今後、法・制度改正や大きな社会情勢の変化があった場合には、必要に応じて見直しをするものとします。

2. 小中学校の現状について

(1) 児童生徒数の推移

砂川市の児童生徒数は、昭和36年の7,583人をピークに徐々に減少し、直近の平成31年4月現在では、1,034人と、昭和以降最低の水準となっています。

住民基本台帳を基に算出した今後数年の推計値においても、減少傾向は続くものと予想され、小中学校の小規模化の進行が大きな課題となっています。

【児童生徒数の推移】

(出典：学校校籍簿／各年度4月1日現在) 単位：人

	平成 元年度	5年度	10年度	15年度	20年度	25年度	30年度	31年度
小学生	1,644	1,462	1,214	988	967	858	674	648
中学生	1,016	802	769	560	468	487	401	386
計	2,660	2,264	1,983	1,548	1,435	1,345	1,075	1,034

【児童生徒数の予測推移】

(算出基礎：住民基本台帳・平成31年3月末時点) 単位：人

	令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
小学生	615	590	572	538	545	524
中学生	365	358	347	342	307	289
計	980	948	919	880	852	813

(2) 学校規模（通常学級数）

砂川市の小中学校においては、いずれも国の基準が示す適正規模の条件を満たしていない状況にあり、望ましい教育環境の提供が難しくなることが懸念されます。

学校規模	過小規模	小規模	適正規模	大規模	過大規模
学級数	1～5	6～11	12～18	19～30	31以上
砂川市 (H31.4)	北光小 石山中	砂川小・豊沼小 中央小・空知太小 砂川中			

3. 基本的な考え方

適正配置を考える上では、何より子どもたちの健全な成長を第一に考えなくてはなりません。新学習指導要領においても子どもたちの「生きる力」を育むことに重点を置いており、これは子どもたち自身はもちろん、社会においても大変重要なことです。

この「生きる力」を育むには、学校が、自立心や協調性、社会性、規範意識が涵養される場であること、そして自分とは違う様々な個性に出会い、多様な考え方や機会に触れ、切磋琢磨できる環境にあることが必要です。

このことから、適正配置に関わる考え方については、可能な限り学校規模を標準化させることを基本とし、「主体的・対話的で深い学び」の推進はもとより、運動会や学芸会等の学校行事、スポーツや文化に係る部活動等を含め、学校のもつ特色・役割である集団的な教育活動が活かされる環境づくりを目指すこととします。

(1) 学校規模（通常学級数）

【小学校】

小学校では、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、主体的に学習に取り組む姿勢を養うことが重要です。また、人間相互の関係の正しい理解と協同、自主・自律の精神を培うことが必要とされています。

そうした教育を十全に行うには、一定の集団及び多様な教育活動に対応できる教員を確保し、クラス替え等を通じながら様々な個性に出会い、多様な学習の機会に触れられる環境を形成することが理想であると考えます。

このことから、小学校における学校規模は、12学級以上（各学年2学級以上）が望ましい規模とします。

小学校の学校規模（通常学級数） : 12学級以上（各学年2学級以上）

【中学校】

中学校では、小学校で習得した基礎的な知識及び技能を発展させ、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力や資質を養い、感情を正しく導くものとされています。

このため、小学校と同様に一定規模の集団を形成し、多様な学習活動や部活動など切磋琢磨できる環境を整え、一人一人の興味・関心、個性を尊重した適切な指導体制を確保しながら、成長をしっかりと支えることが肝要と考えます。

このことから、中学校における学校規模は、クラス替えや専門性のある教師の確保も鑑みて、9学級以上（各学年3学級以上）が望ましい規模とします。

中学校の学校規模（通常学級数） : 9学級以上（各学年3学級以上）

(2) 学級編制基準

1学級の児童生徒数が少ない場合、学級内において、グループ活動や多様な意見に触れ考えを深め合う学習活動等、対話的な学習機会が少なくなることが懸念されます。

また、人間関係の固定化や男女比の偏りが生じる可能性もあり、加えて、子どもたちが成長するにつれ、大きい集団へと環境が変化することを鑑みて、社会性を育む上では学級内の人数は一定の規模を確保することが望ましいと考えます。

このことから、学級編制基準は法令等が示す現行の運用制度を基本としながら、一方で、地域事情の変化等、必要に応じて検討をするとした柔軟性をもつことが適当であると考えます。

1学級の児童生徒数 : 現行の学級編制基準を維持

(3) 通学距離・時間（学校区）

学校への通学距離（圏域）については、小学生では概ね4 km以内、中学生では概ね6 km以内が適正とされています。

しかし、通学距離に関しては、学校施設の移転や統廃合、或いは、居住区の拡大等、まちづくりの方向性による影響から、流動的な要素を含んでいるため、物理的に適正な状態を維持することは難しい面もあります。

このため、通学距離については、適正とされる距離を基本としながらも、圏域には固執せず、安全性はもとより一定の体力増強に配慮しながら、適正な通学時間とされる1時間以内を基本とし、状況に応じて通学支援策を講ずることが望ましいと考えます。

通学距離・時間 :

- ・適正な通学時間とされる「概ね1時間以内」を優先し確保する
- ・なお、通学距離に関しては、適正とされる小学生4 km以内、中学生6 km以内を基本とする

4. 学校教育及び特色ある学校づくり

近年、新学習指導要領の円滑な実施等も鑑みて、学校形態や教育環境において様々な変化や工夫がされている情報を目にする機会が増えました。

特に、小中一貫教育については、全国的に広がりを見せる中、その有効性や必要性により「義務教育学校」制度創設に繋がるなど、学校教育のあり方に一定の指針をもたらしたと考えられます。

砂川市も、こうした社会の変化や児童生徒数の減少などを鑑みながら、これまでの教育環境・指導方法をさらに効果のあるものに発展させるよう、充実した教育課程及びより良い学校生活の推進に係わる施策の実施に努めなければなりません。

これら、学校教育や特色ある学校づくりに関連する施策については、事業の趣旨や性質、必要な時期等を見定めながら、適正配置と並行或いは先行して検討または実施していきたいと考えます。

【関連施策】

①小中一貫教育の推進

小中一貫教育については、進学に係わるギャップの解消や、多様な学習機会の確保、教育課程の編成による教育効果の向上等において、非常に有効的な手段であると考えられます。

このため、小小・小中等の連携を推進するとともに、小中一貫教育の実施を目指していくこととします。

なお、小中一貫教育制度には幾つかの類型があるため、検討においては適正配置と併せて進めていくこととします。

②コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の実施

コミュニティ・スクールは、学校と保護者や地域の方がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支える有用な手段です。

本制度は、学校と地域を有機的に結びつけ特色ある開かれた学校づくりに欠かせないものとして、また、現行の学校評議員制度を前身とする部分もあることから、早期実施を図っていきます。

なお、当該事業に係わる適正配置の検討に際しては、必要に応じて行うものとし、事業の円滑な運用に配慮するものとします。

③特別支援教育の充実

障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組をしっかりと支援するためには、適切な指導と環境の整備が必要です。

特別支援教育に係わる環境整備、さらには現在小学校に配置されている通級指導教室(ことばの教室)の充実、中学校への通級指導教室の設置が図られるよう、適正配置との関連を考慮しながら併せて検討を進めていきます。

④通学支援に係わる事業の推進

適正配置を推進する場合、その方向性によっては、通学支援が必要になる状況も想定されます。

このことから、安全かつ適正な通学が確保されるよう、スクールバスの導入など、通学に係わる支援策について、適正配置と並行して検討を進めます。

⑤その他関連施策

より充実した学校教育や指導体制を構築し、新学習指導要領を適切に推進していくためには、状況に応じた様々な関連施策の実施も必要になります。

このため、「専門科教師の確保」をはじめ、学校運営の円滑化等を図ることを目的とした「校務支援システムの導入」や、「給食費の公会計化」など、必要な施策については、適正配置との関連性を考察しながら、随時、検討を進めることとします。

5. 検討に関わる留意事項

(1) 基本となる論点

適正配置の検討については、学校規模が基準に満たない現状と将来的に児童生徒数の減少が見込まれるとして考察した背景があることから、原則、学校の集約または通学区域の変更、加えて、これらに関連する遠距離通学の対応等を基本的な論点とします。

なお、これらに関わる協議にあつては、保護者をはじめ、地域住民、有識者及び関係者の理解が得られるよう努めるものとします。

基本となる論点 : 学校の集約または通学区域の変更を基本に検討

(2) 学級編制基準等の適用

学級編制及び教職員の定数配置については、適正配置の検討が最終的には法律に基づく形態を想定して進められること、また、検討には現状認識に基づく議論形成も必要とする視点から、従来どおり、国や北海道が示す基準を適用して運用することを基本とします。

学級編制及び教職員の定数配置 : 国や北海道が示す基準を適用

(3) 学校施設及び関連施設の取り扱い

適正配置により、学校の統廃合を行うとした場合は、廃校となる校舎や敷地、教員住宅等の取り扱いも大きな課題となります。

学校校舎は、現在も避難所や投票所、地域コミュニティの場としても利用されているため、状況に応じながら、地域や関係機関（部署）と今後の活用方法や改修の有無、撤去等を含めた協議を適正配置と並行して進めていきます。

(4) 適正配置計画の策定及び期間

適正配置の推進に際しては、基本方針に加え、具体的な実施方法や時期などを定めた計画が必要です。

このことにより、本方針に基づく適正配置計画を策定することとし、策定に関しては、令和2年度中を目途とすることで、令和3年度から10年間の砂川市第7期総合計画に掲載することが可能となります。

以 上